

送迎付き運動器の機能向上教室業務委託仕様書

生駒市送迎付き運動器の機能向上教室業務を委託するための仕様について以下のとおり定める。

1 業務名称

送迎付き運動器の機能向上教室業務

2 契約方法及び履行期間

(1) 契約方法は、1教室毎の実施単価契約とする。

なお、契約金額については、消費税法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》及び消費税法基本通達に基づき非課税とする。

(2) 履行期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 履行場所

生駒市内(受託者において確保すること。)

4 業務実施基準

(1) 教室の開催時間・頻度は以下の基準を満たすものとする。

月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間で実施。(送迎を含まない)

120分程度/1回1教室とし、週2回以上実施。(1教室定員:10名以上)

(2) 教室の実施内容は以下の基準を満たすものとする。

- ・参加者の送迎を行うこと
- ・運動器の機能向上プログラムを実施すること
- ・自宅でできるセルフケアプログラムを実施すること
- ・その他、自立支援・重度化防止に資するプログラムを実施すること
- ・参加者の状態について記録を行い、事業終了時の参加者の状態及び生駒市が実施する介護予防事業及び地域の通いの場の参加の可否及び妥当性について具体的な見立てを行い、報告すること。なお、ここで言う介護予防事業、地域の通いの場については以下のものとする。

1. パワーアップPLUS教室
2. パワーアップ教室
3. 転倒予防教室
4. ひまわりの集い
5. いきいき百歳体操
6. その他市が実施する一般介護予防事業

(3) 教室の参加費

事業参加費(利用者自己負担金)は、無料とする。事業にかかる費用(送迎代を含む)は、委託料から支出すること。

ただし、参加者自身において準備すべき物品について、市が妥当と認めるものについてはこの限りで

はない。

(4) 人員基準

機能訓練指導員、健康運動指導士、介護職員等を配置し、利用者1人～15人で専従2人以上、16人～利用者5人増える毎に1人加配すること。

また、参加者が高齢者であることから、急変時についても迅速に対応し、かつ事業実施の妨げにならないよう配慮すること。

(5) 実施施設基準

3㎡×利用定員以上の広さを確保できること、かつ、バリアフリー設備(エレベーターや段差、洋式トイレの配慮等)があること。また、事業実施に必要な物品(備品)も用意すること。

介護事業所にあつては、通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービス等(以下「サービス」という。)の妨げとならないよう、サービス実施場所以外で確保すること。

(6) 保険

事業実施に当たっては、傷害・賠償責任保険に加入すること。なお、介護事業所での実施に当たっては施設で加入する保険において対応できる場合はこの限りではない。

5 事業参加者

生駒市に住所地を置く概ね80歳以上とする。

募集・広報については市・受託者が協議の上行う。

6 その他

事業の実施について、本仕様書に定めのない事項、不明な点がある場合は市と受託者が協議してこれを定める。